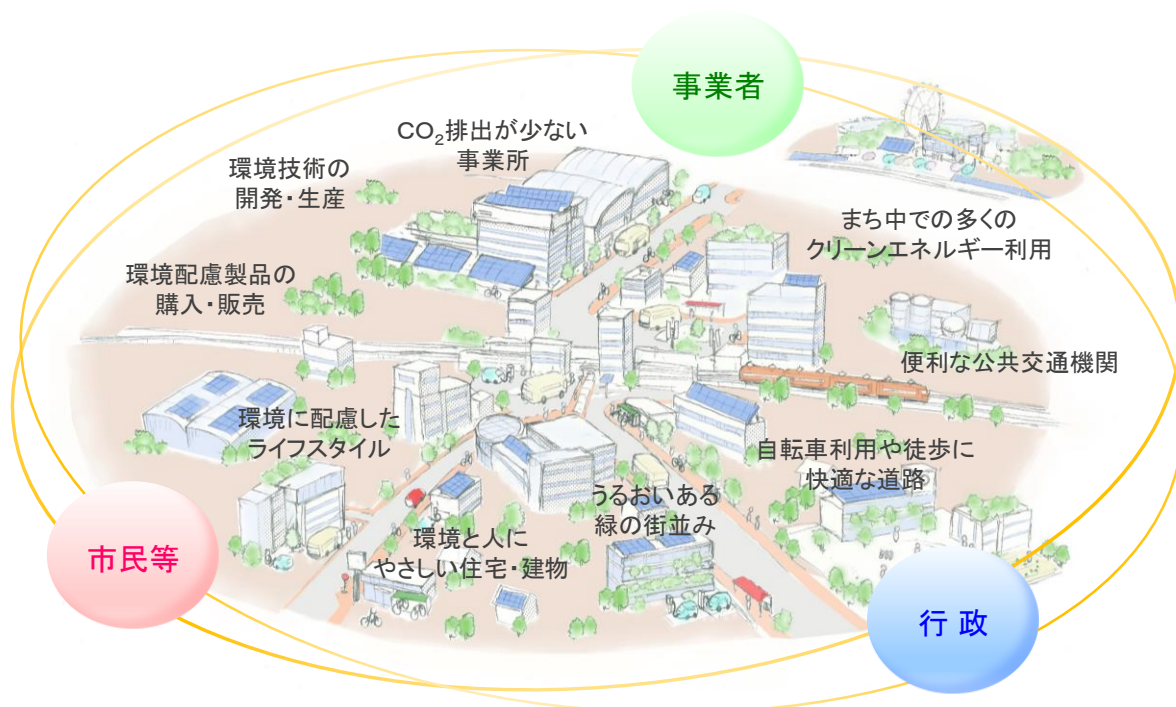


# 第13章 環境都市アクション プランの概要



かりやの技術・行動・情報力が織りなす“E-smile都市かりや”

# 第13章 環境都市アクションプランの概要

## 1 計画の目的と改定の趣旨

本市では、平成23年3月に「刈谷市環境都市アクションプラン」（以下「前計画」という。）を策定し、市民、事業者、行政等が連携・協力して、環境と経済が両立した持続可能で快適な「環境都市」を実現することを目的として、様々な取組を展開してきました。

一方で、東日本大震災以降の国の地球温暖化対策やエネルギー政策を取り巻く状況は大きく変化しています。

これらの変化に対応し、本市の環境対策への取組を更に推進し、環境と経済が両立した持続可能で快適な環境都市を実現することを目指し、前計画の改定を行い、「環境都市アクションプラン〔平成29年改定版〕」（以下「本計画」という。）を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「刈谷市環境基本条例」に基づく「第2次刈谷市環境基本計画」を補完するもので、エネルギー起源と廃棄物によるCO<sub>2</sub>削減対策に特化した計画とします。

また、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に規定されている「地方公共団体実行計画（区域施策編）」としての位置づけを持つものです。

国や県、市の他の計画との連携を図りながら環境都市づくりを推進していきます。

## 3 計画の期間

国が示す2050年の長期的目標と2030年度の中期目標を踏まえて、本市が2030年度に向けた取組を推進するための計画として策定しています。

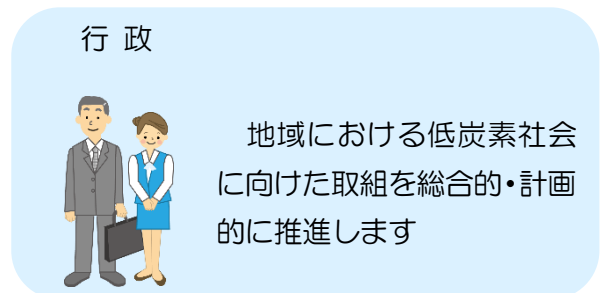
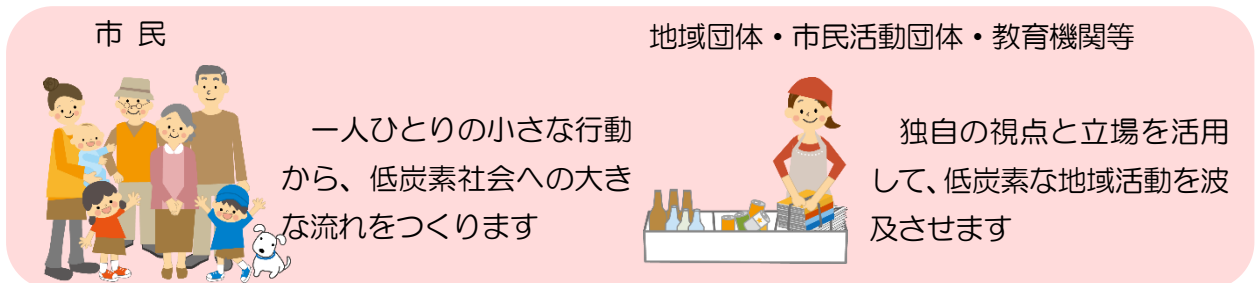
## 4 CO<sub>2</sub>削減目標

刈谷市における2030年度のCO<sub>2</sub>削減目標

2013年度比で26%削減（現状趨勢(BAU)比で29%削減）

## 5 各主体の役割

本市において、都市や産業の活力を維持・発展させながら、同時に環境と調和した低炭素で魅力的な環境都市づくりを推進するためには、市民、事業者、行政等の各主体が、環境・エネルギーに対して正しい認識を持ち、立場に応じた能力を発揮して取組を進める必要があります。



## 6 推進体制

本計画の進行管理を定期的かつ継続的に行うため、関係者による推進会議を設置します。また、これまで以上に各主体との連携を強化し、協力して推進していきます。

